

「レバレッジ比率規制に係る告示の一部改正（案）等」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

信金 3 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、信金 3 柱告示（信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	別紙様式 11 号の 3	<p>国内基準行（金庫）においては、マーケット・リスクの不算入特例が設けられており、一定の条件を満たす場合、マーケット・リスク相当額について分母への算入を行わないことができる。</p> <p>信用金庫が当該不算入特例を援用する場合、マーケット・リスクに係る別紙様式（第 11 号の 3）の記載は不要という理解でよいか。</p> <p>その場合、MR1 についても他の様式と平仄をあわせて「この面は、自金融機関が標準的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない」などと注書きで明示してほしい。</p>	<p>マーケット・リスク相当額不算入の特例が適用される金融機関は、マーケット・リスクに係る別紙様式の記載は不要です。</p> <p>例：信用金庫は「別紙様式第 1 号の 2」が該当。</p>